

さ情審査答申第186号
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年5月31日付けで貴職から受けた、「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報のすべて 桜エコフェスタ2015を除く」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年12月21日付け環施環施第2272号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、「不許可となった申請書」及び「利用日のわかるもの」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

課長から不許可とした申請があった旨を聞いた。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本審査請求に係る処分の内容は、「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報すべて桜エコフェスタ2015を除く」という内容の行政情報開示請求があり、一部開示決定を行った。
- 2 開示の実施中、審査請求人から、「会議室の申請は提出すれば全て許可するのか」との質問があり「環境啓発以外に使用するものについては許可しない」と口頭で回答したところ、「桜環境センター会議室の申請で不許可となった申請書等を開示せよ」との審査請求書が提出された。
- 3 桜環境センター環境啓発施設の会議室を使用する場合には、「さいたま市桜環境センター会議室使用許可基準」（以下「許可基準」という。）に基づいて「庁舎使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を管理責任者に提出し、許可された団体が使用できる。この許可申請手続きは、管理責任者である環境局施設部環境施設管理課長（当時、環境施設課長）が提出された申請書に記載された使用目的が許可基準に当てはまることを確認したうえで許可している。よって、これまでに、許可基準に当てはまらないとして不許可決定を行ったケースはない。また、許可申請手続きの中で、一旦申請書を預かったものの申請書の内容に疑義があった場合には、申請者に対して丁寧な説明を行い、理解を得た上で申請書を一度返し、補正のうえ適宜再提出するようお願いしていた。一部の申請者には、返却を受けた申請書をそのまま取り下げる方もおり、その場合、申請書は市に存在しない。
- 4 後日「利用日のわかるものを開示せよ」との審査請求が追加された。開示日時点では、会議室の利用日の分かるものとして、「会議室使用報告書」が存在していたことから、開示可能な行政情報であり、再度一部開示する予定である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年12月8日に開示請求を行った「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報のすべて 桜エコフェスタ2015を除く」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、環施環施第1983号「桜エコフェスタ2016」の開催要項について、桜環境センター会議室使用許可申請受付簿及び申請書54件を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示する決定を行った。

審査請求人は、この決定に対して、不許可とした申請書があると課長から聞いたという主張から、不許可とした申請書の開示を求めるとともに、文書

特定に瑕疵があるとの主張から、「利用日がわかるもの」の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 実施機関の説明によれば、本件審査請求は、本件開示請求に対して開示した文書を審査請求人が閲覧した際、「会議室の申請は提出すれば全て許可するのか」との質問に「環境啓発以外に使用する者には許可しない」と回答したことに対して提出されたものだという。また、閲覧の際には言及がなかった「利用日がわかるもの」を開示せよとの主張については、後日追加されたとのことであった。

(2) 審査請求人は、開示された文書の不開示部分には不服を申立てておらず、「環境啓発以外に使用するものについては許可しない」という担当課長の発言を聞き、不許可とした申請書の開示を求めている。

これに対して実施機関は、申請書に記載された使用目的が許可基準に当てはまることを確認したうえで提出させており、内容に疑義があるときは説明を付して返却すると説明しており、そもそも許可基準に当てはまらない状態では提出させていないとのことであった。また、本件開示請求に対して実施機関は、保有するすべての申請書を特定し、開示できる部分はすべて開示している。

他に当該行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不許可となった申請書は不存在と認められる。

(3) なお、審査請求人は「利用日のわかるもの」についての開示を主張しているが、実施機関は、利用日の記載がある「会議室使用報告書」について、開示できるとしている。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求について、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月 1日	諮問の受理（諮問第458号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	審議
④	同 年 2月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授

委 員	伊 藤 一 枝	弁 護 士
会 長 職 務 代 理 者	柴 田 雅 幸	行 政 経 験 者
委 員	塚 田 小 百 合	弁 護 士
委 員	吉 田 聰	弁 護 士

(五十音順)